

各 位

会 社 名 株式会社ブロンコビリー 代表者名 代表取締役社長 竹 市 克 弘 (コード番号3091 東証第一部・名証第一部) 問合せ先 取締役総合企画部長 古 田 光 浩 電話番号 052-856-4129

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 2 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 3 月 17 日開催予定の第 40 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(新 設)	(電子提供措置等) 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求を
第 14 条~第 48 条(条文省略)	<u>した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> <u>第 15 条</u> ~ <u>第 49 条</u> (条文どおり)

現行定款	変更案
(新 設)	(附則) (電子提供経過措置等に関する経過措置) 1 第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 3 月 17 日定款変更の効力発生日2022 年 3 月 17 日

以 上